学校いじめ防止基本方針

平成26年　3月（策定）
平成29年11月（改訂）
平成31年　1月（改訂）
令和　7年10月（改訂）

八戸学院光星高等学校

学校いじめ防止基本方針

八戸学院光星高等学校

1. いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、ひやかしや、からかいなどのほか情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり自らの命を絶とうとしてしまったり、深く傷つき悩んでいる生徒もおり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしている。

このように、いじめはその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり絶対に許されない行為である。

このことを踏まえ、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向けた日々の指導体制を定め、いじめの未然防止に努める。

また、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は保護者、地域、関係機関との連携を速やかに取り早期解決するために学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめとは

(1)いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為(けんかやインターネットを通じて行なわれるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじり」「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に発展していくこともあるため、背景にある事情を調査し、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめはその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり絶対に許されない行為である。

(3)いじめの構造やその背景

いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要するものとは考えられない。いじめにいたる構造、背景など全てのいじめ事案について個々に違いがあるため慎重に調査しなければならない。

また、いじめは「観衆」(はやしたてたり、面白がったりして見ている)・「傍観者」(見て見ないふりをする)などの生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

(4)いじめの一般的態様

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽く小突いたり、ぶつかられたり、また叩かれたり蹴られたりなどの暴力を振るわれる。
4. 命令や使い走りをさせられる。
5. 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり捨てられたりする。
6. ものを壊したり、落書きなどをされる。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

3. 校内体制について

(1)日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を次に定める。

いじめ防止委員会の設置　(別紙1)

職員会議や研修会の実施

(2)緊急時の指導体制

いじめを認知した場合、解決に向けた組織的取り組み体制を次に定める。

いじめ防止対策委員会の設置　(別紙2)

○いじめ防止委員会の年間活動内容

・毎週　月曜日　学校生活状況報告(各年次部長)
・4月　いじめ防止委員会の年間活動計画を作成し、定例会議を開催
　新入生(新入生ガイダンス)いじめ防止について説明(生徒指導部長)
　保護者(入学説明会)いじめ防止について説明(生徒指導部長)
　在校生(2・3年次生)いじめ防止について年次集会で説明(各年次部長)
・5月　学校生活アンケート実施(生徒指導部)
・6月　いじめ・体罰アンケート実施(生徒指導部)
・7月　夏休み前の集会時、いじめ防止に関する事前指導(生徒指導部長)
・9月　学校生活アンケート実施(生徒指導部)
・12月　いじめ・体罰アンケート実施(生徒指導部)
　冬休み前の集会時、いじめ防止に関する事前指導(生徒指導部長)
・2月　学校生活アンケート実施(生徒指導部)
・3月　春休み前の集会時、いじめ防止に関する事前指導(生徒指導部長)

※アンケート集計後に全職員へ結果報告、事案により対応策を検討する
※各科・各年次の集会時にはいじめ防止の啓発を行う

4. いじめの未然防止について

いじめはどこの学校でも自分の学級でも起こりえると言う認識の下、教員相互の情報交換を密に行い連携し、いじめは絶対に許されない行為であることを浸透させ、生徒の規範意識の構築といじめを生まない豊な心、望ましい人間関係づくりに努める。

(1) 生徒に対して

いじめは決して許されない行為であり、場合によっては犯罪行為となることを様々な活動の中で指導する。

見て見ぬふりをすることはいじめを肯定していることと同じで、悪いことと毅然と判断しやめさせたり報告したりする勇気の大切さについて指導する。

(2) 教師に対して

いじめは決して許さないという毅然としたぶれの無い姿勢で指導する。

校内巡視など、生徒とのかかわりを教師から作り多くの声掛けを通し信頼関係の構築に努める。

いつでも家庭連絡を取れるように保護者との信頼関係の構築に努める。

(3) 学校全体として

学校自体がいじめに対して真っ向から取り組みいじめは許さない許されない土壌づくりに努める。

アンケート調査(別紙4・学校生活アンケート、別紙5・いじめ・体罰アンケート)を年間5回(5月・6月・9月・12月・2月)実施し、その結果については全教職員で共有し、いじめ問題に全体で取り組む。

また、生徒会主体でいじめ防止活動を行い予防する。

- 「笑顔での挨拶運動」の実施(登校時、校舎内)
- いじめ撲滅標語の公募
- 各教室、校舎内掲示板に公募したいじめ撲滅標語を掲示
- JUMPの活動の積極的参加

(4) 保護者地域に対して

生徒が発する変化サインに気づいたら学校へ連絡するよう信頼関係の構築に努める。

学校・家庭・地域・関係機関などすべての人が、生徒本人のためを思い取り組んでいることに理解を求め協力をお願いする。

5. いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するためには、早期発見、早期対応が重要である。そのために、ホームルーム活動を重んじ、更に校内巡視を強化し、多くの生徒と触れ合うことが出来る機会を増やし、気軽に声がけを繰り返し、発するサイン(別紙3)を見落とさないように努める。また、教師間の情報交換に努め、学年を超えた指導体制を組織しいじめ問題の早期発見、早期解決に取り組む。いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐやめさせるとともにいじめられている生徒や、通報した生徒の安全を確保する。いじめ防止対策委員会に速やかに報告し対応する。(別紙6)

6. 解決に向けた対応

いじめ発見した場合は、その行為をすぐやめさせるとともにいじめられている生徒や、通報した生徒の安全を確保し徹底して守り通す。同時にいじめ対策委員会に報告し同委員会で対応する。

(1) 生徒への対応

・いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を理解し安全安心を確保するとともに心配不安を取り除き全力で守り抜くと言う強い決意の下、次の項目に留意し継続的に支援を行なう。

心のケアをする。今後の対策・活動等について相談し設定する。自信回復のため認め励ます。

・いじめている生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした姿勢で、いじめている生徒が自分の内面を自ら吐き出せるよう、また、他人の痛みを感じとることが出来るように継続的に支援を行なう。

事実の確認を通し、いじめに至るまでの背景要因を理解するとともに被害者の苦痛を知ることによりいじめを否定する心つくりを指導する。そして人間としてのあり方、今後の生き方について指導し、立ち直りを支援する。

いじめの内容により懲戒の有無について検討する。

(2) 関係する集団への対応

自分の問題として捉えさせ見て見ぬふりをすることはいじめを肯定していることと同じで、悪いことと毅然と判断する力、止めさせたり報告したりする勇気の大切さについて指導する。

(3) 保護者への対応

・いじめられている生徒の保護者への対応

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くしますと言う決意姿勢を伝え、じっくり話を聞き少しでも安心できるように努める。(電話だけではなく、学級担任、年次部長が家庭訪問)

・いじめている生徒の保護者への対応

確認した事実について丁寧に説明し、いじめは誰にでも起こりうる可能性があり、生徒保護者の心情に配慮する。保護者の協力を求め、生徒の行動が変わるよう学校は努力すること伝える。

(いじめの事案により、学校に直接来ていただき、学級担任・年次部長・教頭が説明)

・保護者同士が対立している場合など

双方の和解を急がず、相手や学校に対する不満など丁寧に聞き取り中立の立場で臨む。管理職が率先して対応することが有効な場合もある。

(4) 関係機関などとの連携

・法人本部、青森県県民活躍推進課学事振興グループとの連携

調査した事実関係について正確に報告

関係機関との調整

・警察との連携
　心身や財産に重大な被害が疑われる場合
　違法行為が確認された場合
・福祉関係との連携
　家庭の養育に関する指導助言
　生徒の生活環境の把握

・医療機関との連携
　精神保健に関する相談
　精神状況についての治療・指導助言

7. 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは
生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
・生徒が自殺を計画した場合(生命)
・精神的に疾患を発症した場合(心)
・身体に重大な障害を負った場合(身)
・高額の金品を奪い取られた場合(財産)

生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている
・年間の欠席が30日程度以上の場合
・連続した欠席の場合は状況により判断する。

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の報告、調査
学校が重大事態と判断した場合、法人本部ならびに青森県県民活躍推進課学事振興グループに報告する。設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8. いじめ解消の定義
いじめの解消は以下の２つの要件を満たすこと。
・いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること。
・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9. 評価
いじめ防止委員会においては毎年 12 月中に学校で定めたいじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかアンケート調査を実施しいじめの対処がうまく行かなかったケースの検証などを行い学校評価項目とする
・アンケート調査用紙(別紙4・学校生活アンケート、別紙5・いじめ・体罰アンケート)
・年間5回(5月・6月・9月・12月・2月)実施する

10. その他

本校の生徒の多くは広く青森県内から入学してきている。中学校からただ一人だけの入学というケースも多く、入学直後は、誰一人話し相手がいない場合もある。孤立感から寂しさ、学校嫌い、そして不登校なども考えられるので特に入学直後は生徒に教師から積極的なアプローチが必要である。また、各クラスでは、丁寧な自己紹介の時間を企画するなど、生徒にとり楽しい時間を作り上げる工夫も必要である。

○ネットいじめに対する対応の方策

ネットいじめが確認された場合、直ぐに削除する。名誉毀損、プライバシー侵害などがあった場合法務局又は地方法務局に協力を求め、プロバイダに削除を求める。尚、生徒の生命身体又は財産に重大な被害の恐れが生じる場合は所轄警察署に通報し援助を求める。

・早期発見と防止
・ネットパトロールによる早期発見
・ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口の周知
・情報モラル教育の推進

○1人1台端末やゲーム機等を通じて行われているいじめに対する方策

1人1台端末を配付する前に全校で一致した情報モラル教育を行うとともに、ネット上の加害者にも被害者にもならないよう適宜指導を行う。情報モラルに関する調査を行い、現状把握に努めるとともに、モラル教育を実施するなど未然防止に務める。

○保護者、地域、関係機関との連携のあり方

学校基本方針などについて、地域・保護者の理解を得るために家庭訪問や学級通信、学年通信、PTA便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

別紙1　いじめ防止委員会

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

学校いじめ防止基本方針の周知徹底
いじめを許さない姿勢の徹底
保護者・地域との連携

いじめ防止委員会

○学校いじめ防止基本方針の作成見直し
○いじめ防止対策年間指導計画の作成
○各種調査アンケートの実施と集計分析
○要配慮生徒の周知及び支援方針作成
○いじめ事案の事実確認と判断

校長
教頭
生指部長
各年次部長
養護教諭

→ いじめ防止対策委員会

未然防止

○生徒に対して
いじめは許されない行為であることの指導
傍観者としても許されず、報告の指導

○教師に対して
いじめは決して許さないという姿勢の確立
教師生徒間の信頼感の構築

○学校全体として
いじめは決して許さないという土壌の確立
調査等を行い全教職員が情報共有する

○保護者・地域に対して
生徒のサインに気づいたら学校へ相談する
学校との連携を深める

早期発見

○発見の事例
教員の観察（サイン）
養護教諭からの報告
相談訴え（本人・家族・地域など）
調査から（アンケート）
生徒からの情報

○早期発見するためには
校内巡視の強化
生徒教師間のコミュニケーション
教師間のコミュニケーション
話しやすい教師像作り

別紙2　いじめ防止対策委員会

緊急時の組織的取り組み体制

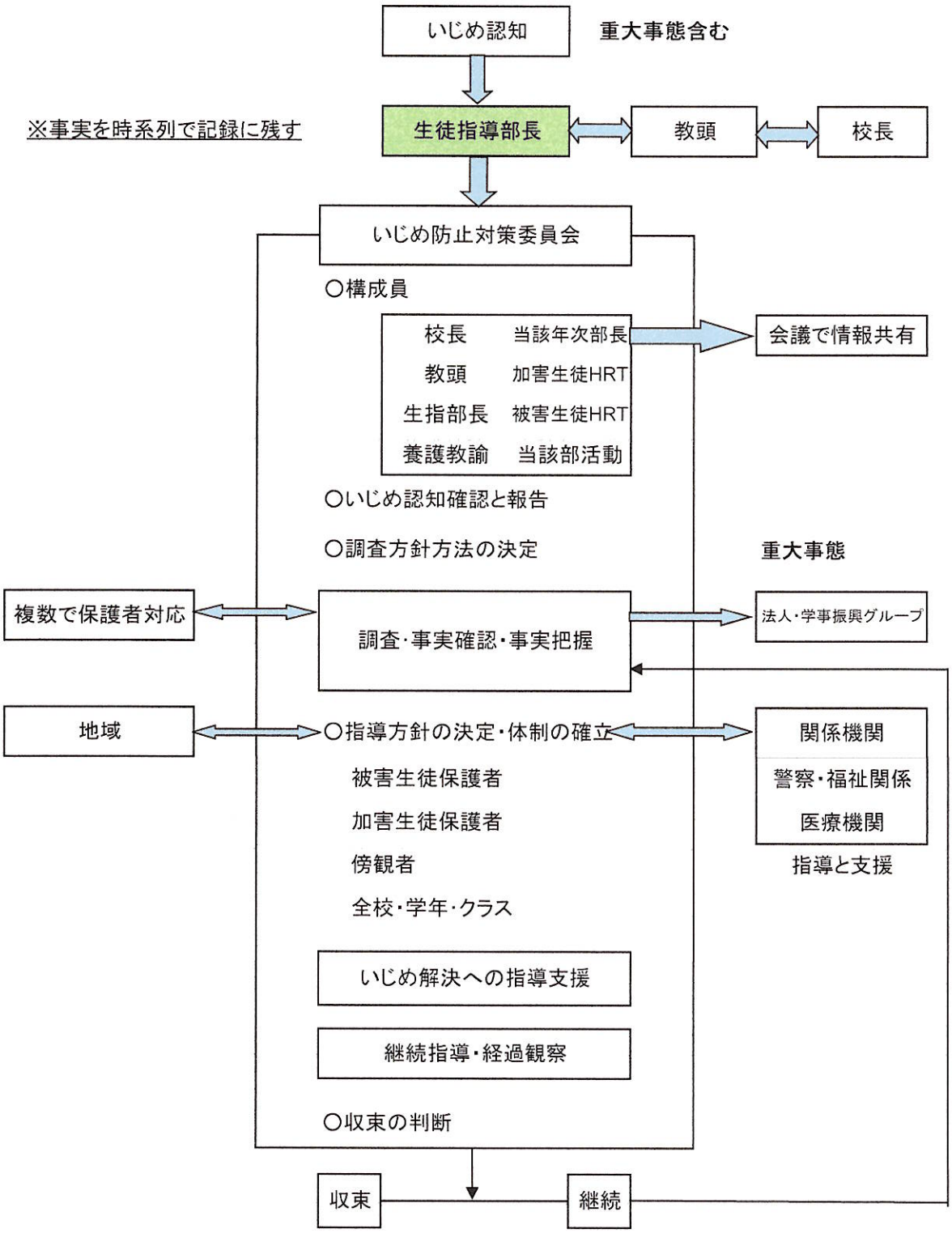

別紙３－１　生徒が発するサイン

１　いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場　面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる 一人で部活動の準備、片付けをしている。

別紙3－2

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。 真面目な子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使う

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン	学校や友人のことを話さなくなる 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

別紙4

学校生活アンケート

202○. ○. ○○ 実施

◎4月～現在までを振り返りながら、あなたの今の状況や気持ちについて答えてください。
◎質問に対して、はい・いいえ又はある・ないのどちらかを選び、番号に○をつけてください。
◎現在まで問題があったが解決している場合には、いいえ・ないに○をしてください。

番号	年　組　番　氏名		
1	勉強にしっかり取り組むことができましたか。	1. はい	2. いいえ
2	勉強以外の活動（部活動等）にしっかり取り組むことができましたか。	1. はい	2. いいえ
3	将来の進路について悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
4	勉強について悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
5	自分の性格や健康について悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
6	友人関係で悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
7	ごく普通に話し合える友人はいますか。	1. はい	2. いいえ
8	何でも相談できる親友はいますか。	1. はい	2. いいえ
9	異性関係で悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
10	家庭内のことについて悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
11	親とよく話をしていますか。	1. はい	2. いいえ
12	家の手伝いをしていますか。	1. はい	2. いいえ
13	学校生活で嫌な思いや不快に思っていること、我慢していることはありますか。	1. ある	2. ない
14	学校で自分のお金や物が紛失したことはありますか。	1. ある	2. ない
15	授業や講習、部活動等のことで悩んでいることはありますか。	1. ある	2. ない
16	最近、いじめを受けたことがありますか。	1. ある	2. ない
17	最近、いじめを受けている人を見たり聞いたりしたことがありますか。	1. ある	2. ない
18	教員から体罰及び暴言を受けたことがありますか。	1. ある	2. ない
19	現在、不満に思っていることがありますか。	1. ある	2. ない
20	腹痛・胃痛が時々ありますか。	1. ある	2. ない
21	夜よく眠れず、昼、頭がぼんやりしますか。	1. はい	2. いいえ

自由記述欄　（特に16・17・18の質問に、「ある」と答えた人は、具体的に記述してください。）

別紙５

いじめ・体罰（暴言を含む）アンケート

令和〇年〇月〇〇日実施

以下のアンケートは令和　年　月　日から現在までのことについて回答してください。
申告のあったものについては、今後事実確認を行うなど学校として対応していきます。回答内容は第三者に漏れることのないよう厳重に取り扱いますので、正直に回答してください。封筒は教頭が開封します。

年　　組　　番 氏　名

いじめアンケート

【設問１】あなたはいじめの現場を見たことはありますか。または、いじめられたことはありますか。

①ない　　②見たことがある　　③いじめを受けたことがある

＊①と回答した人は設問４へ

＊②・③と回答した人は設問２・設問３に回答してください。

【設問２】現在もその状況は続いていますか。

①続いていない　　②続いている　　③わからない

【設問３－１】いじめの内容はどんなものですか。（複数回答可）

①ことばや文字　②ケータイやインターネットによる誹謗中傷　③仲間はずれ
④集団による無視　⑤使い走り　⑥持ち物隠しや破壊行為　⑦金品の強要　⑧暴力　⑨その他

【設問３－２】いつのことですか。

【設問３－３】⑨その他を選んだ人は、その内容を記入してください。

【設問４】いじめを無くするためにはどのような取組が有効と考えますか。（全員回答）

体罰アンケート

【設問５】あなたは教師による体罰（暴言を含む）の現場を見たことはありますか。または、教師による体罰（暴言を含む）を受けたことはありますか。

①ない　　②見たことがある　　③体罰を受けたことがある

＊②・③と回答した人は次の設問に回答してください。

【設問６】教師による体罰（暴言を含む）の内容を《時期、教師による体罰（暴言を含む）をした人などできるだけ詳しく》教えてください。

【設問７】現在もその状況は続いていますか。

①続いていない　　②続いている　　③わからない

以上

別紙6

記人者　○年○組　担任○○○○○
提出日　令和○年○○月○○日

いじめ発生報告書（指導経過）

記

1、いじめ事案の概要

（1）発生年月日及び場所　　令和○年○月○日　　場所・教室
（2）加害生徒　　○年○組　氏名　　男・女
　　被害生徒　　○年○組　氏名　　男・女
（3）発見のきっかけ　　被害生徒から学級担任へ報告
（4）いじめの態様　　悪口を言われる、仲間はずれ

2、学校側の対応（調査の内容、講じた措置の内容）

（1）加害生徒・・・学級担任、当該学年主任（内容確認）
　　※保護者に学校側の対応連絡、説明（事実により家庭訪問）
（2）被害生徒・・・学級担任、当該学年主任（内容確認）
　　※保護者に学校側の対応連絡、説明（事案により家庭訪問）

3、学校以外の機関が講じた内容

（1）加害生徒・・・事案により関係機関に連絡（学校長）
（2）被害生徒・・・事案により関係機関に連絡（学校長）

4、事案発生の主な原因・・・いじめの認識はなく、些細な言動から起きている

5、事案の現在の状況・・・特に問題はなく普通に登校しており解決している

6、いじめ未然防止に向けた今後の対応策

（1）教員が意識的に弱い生徒に声をかける。
（2）全職員が共通理解・認識をもち、加害生徒、被害生徒の指導にあたる。
（3）生徒指導集会で「いじめ問題」に関して再三再四厳重に注意。